

消 防 予 第 89 号  
平成 30 年 3 月 22 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消 防 庁 予 防 課 長  
( 公 印 省 略 )

介護医療院に係る消防法令上の取扱いについて（通知）

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）により、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）が改正され、平成 30 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。当該改正により、新たに介護医療院制度が創設されることを踏まえ、介護医療院（改正後の介護保険法第 8 条第 29 項に規定するものをいう。以下同じ。）の消防法令上の取扱いを下記のとおり定めましたので通知します。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであること、また、本通知の内容は、厚生労働省老健局老人保健課と協議済みであることを申し添えます。

記

- 1 介護医療院<sup>\*</sup>は、職員配置や夜勤を行う職員の勤務の実態等が、病院又は有床診療所とほぼ同様と想定されることから、火災危険性についても病院や診療所と類似していると考えられるため、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）別表第 1（6）項イに規定する病院又は診療所として取り扱うものとする。

※ 介護医療院とは、改正後の介護保険法第 8 条第 29 項において、要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者（その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設として、第 107 条第 1 項の都道府県知事の許可を受けたものと定義されている。

- 2 介護医療院が存する令別表第 1（6）項イに掲げる防火対象物において、20 人以上の患者（介護医療院の入所者を含む。以下同じ。）を入院（介護医療院にあつては入所という。以下同じ。）させるための施設を有する場合は病院として、19 人以下の患者を入院させるための施設を有する場合は診療所として取り扱うものとする。

この場合において、運営主体、事業形態及び医療の提供の実態等から区分できる単位ごとに介護医療院並びに病院及び診療所における入院させるための施設数を合算して判断する。

- 3 介護医療院は、要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者の入所を想定していることから、令別表第1（6）項イ(1) (i)及び同表（6）項イ(2)(i)に該当するものとして取り扱うものとする。
- 4 療養床（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）第3条第1号に規定するものをいう。）は、令別表第1（6）項イ(1) (ii)に規定する療養病床として取り扱うものとする。

消防庁予防課設備係 担当：塩谷、四維、坂井 電話：03-5253-7523 FAX：03-5253-7533
---